

一般社団法人 伝統歌舞伎保存会 会員の入会・退会及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人伝統歌舞伎保存会（以下、「本法人」という）の定款第3章（会員）に定める規定に基づき、本法人の会員に関して必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本法人の会員は、定款第5条に定める以下の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した歌舞伎俳優、歌舞伎音楽演奏家、歌舞伎の狂言作者・狂言方個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会の手続き)

第3条 定款第6条第1項に規定する正会員の入会申込みにあたっては、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入会申込書

(2) 芸歴書

2 定款第5条第1項(2)に規定する賛助会員の入会申込みに当たっては、所定の入会申込書を提出しなければならない。団体の場合は、団体概要及び役員名簿を添付するものとする。

4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちにこれを本人に通知しなければならない。

(入会資格の審査)

第4条 本法人の正会員になろうとする者が、前条に定める手続きにより入会申込書類を提出した場合、理事会は当該申込者が以下の各号の条件を全て満たしているか審査し、入会の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

- (1) 伝統的な歌舞伎の舞台に20年以上出勤し、俳優、歌舞伎音楽（長唄、鳴物、竹本）演奏家、または狂言作者・狂言方として継続して活動してきた実績があると認められること。
- (2) 歌舞伎俳優、歌舞伎音楽演奏家、または歌舞伎の狂言作者・狂言方として技芸優秀であり、後継者育成の指導者として相応しいと認められる者。
- (3) 文部科学大臣が、文化審議会の答申を経て、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）第71条第4項により、重要無形文化財保持者として認定した者。

(会費)

第5条 定款第7条に定めるところにより、会員は以下に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

- (1) 正会員 会費 年額 1万円
- (2) 賛助会員 個人 会費 年額 1口1万円
団体 会費 年額 1口10万円

2 事業年度の途中で入会した正会員および賛助会員の会費は年額とする。

(会費等の使途)

第6条 前条の会費については、本法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(会費等の納入)

第7条 本法人に入会した正会員及び賛助会員は、定款第6条第2項に定める入会承認通知を受けとった日から30日以内に、その事業年度の会費を本法人の指定する方法により、納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、本法人から毎事業年度の会費として請求書を受けとった日から30日以内、本法人が指定する方法により、納入しなければならない。
- 3 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 正会員が年度の途中において退会するときは、退会の日を含む年度の未納会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった事業年度の未納会費を納入しなければならない。

(除名)

第9条 正会員及び賛助会員が、正当な理由なく、2年以上会費を滞納したときは、定款第9条により、除名することができる。

(附則)

- 1 本規程の改廃は、総会の議決を要する。
- 2 本規程は一般社団法人の設立登記の日から施行する。